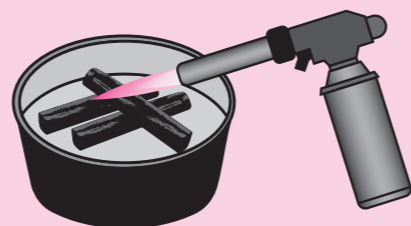


Focus!
くらしを安全に

ガストーチはPSLPGマークの表示がある商品を購入しましょう

あぶり料理や炭の着火等に便利なガストーチですが、県内の消費生活センターには「ガストーチとカセットボンベの接続部から炎が出た」といった相談が寄せられています。

海外製の粗悪なガストーチによる事故が多発したことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象となり、令和8年2月6日以降、PSLPG マークの表示されていない製品の販売ができなくなりました。



ガストーチ購入時に気を付けるポイント

- 国の定める安全に関する基準を満たした菱形のPSLPG マーク（右図）の表示があるか。
- 信頼できるメーカー・販売元かどうか。
（国内の連絡先が明記されているか、装着するカセットボンベの指定があるか、使い方が理解できる取扱説明書があるか等）

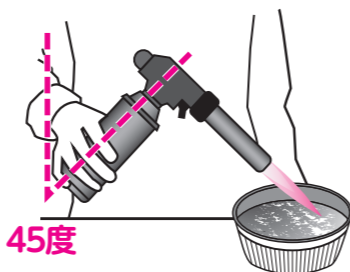


ガストーチ使用時に気を付けるポイント

- ガストーチ本体に変形やひび割れがないか。
- カセットボンベとの接続部やバーナー部に異物が付着していないか、ボンベがガストーチに確実に固定されているか、ガスの漏れる音やガスの臭いがしないか。
- カセットボンベを立てた状態でガストーチを点火する。
取扱説明書に記載がある場合を除き、使用中に傾ける角度は45度までを目安に。
- カセットボンベは製造後7年*2を目安に使い切る。



*2(一社)日本ガス石油機器工業会 HP より



消費者トラブルに巻き込まれないように、気を付けるポイントを落語仕立てのショート動画で配信中！

消費者トラブル WEBで公開中

劇場



気軽に消費者問題を学べる交流の場「消費者情報プラザ」をご活用ください！

- 消費生活講座の開催
 - 消費者問題に関わるグループの活動の場
 - 消費者問題に関する書籍の閲覧
 - 消費者力アップ体験学習会申込 など
- お気軽にお問い合わせください。

(電話 078-302-4001)

Aらいふ 兵庫県立消費生活総合センター
相談啓発部 学習交流推進課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL: 078-302-4001
(消費生活相談) 078-303-0999

- ① 消費生活総合センターホームページ
<https://www.seiken.server-shared.com/>
- ② 兵庫県安全安心な消費生活推進本部 X (旧 Twitter)
<https://x.com/hyogoshohi>

●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも
E-mail: shohi_sogo@pref.hyogo.lg.jp
FAX: 078-954-5640



①HP ②X

07民P2-006A4

No.186

(令和8年2月28日発行)
(2026年)

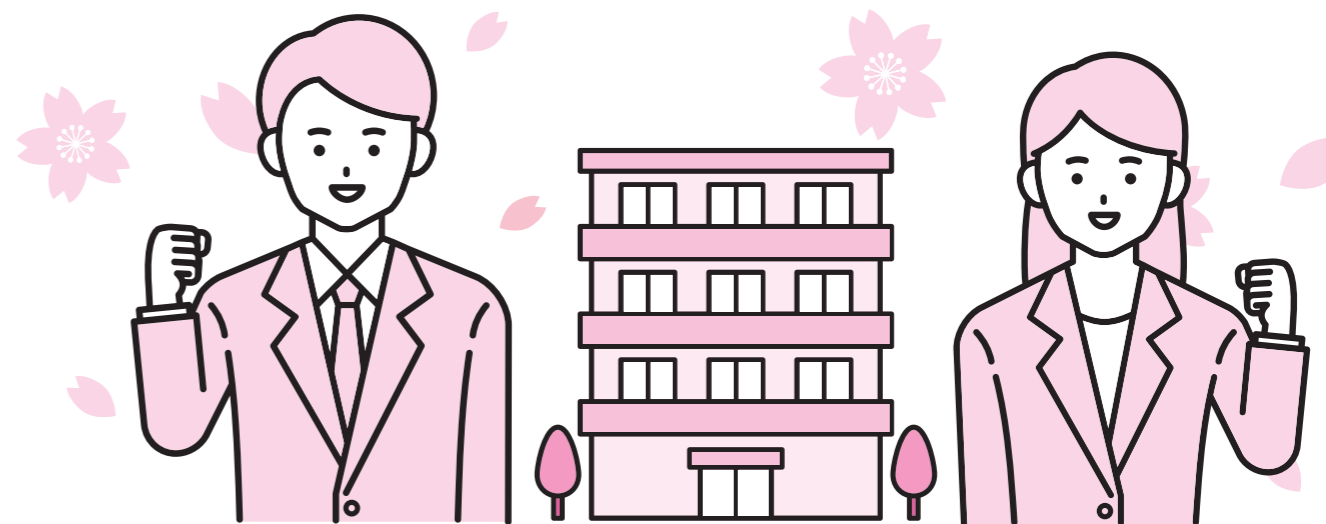
ひょうご発 生活情報レポート

Aらいいふ、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、くらしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、くらしのエースを目指そうという意味が含まれています。

**新生活スタート！若者が巻き込まれやすい消費者トラブル
～賃貸住宅・住まいのトラブルを中心に～**



春は進学や就職を機に、新しい環境での生活が始まり、ひとり暮らしを始める方も多いのではないのでしょうか。今回は、住まいにまつわる消費者トラブル事例を中心に取り上げます。これから遭遇するかもしれないトラブルや注意する点を知って、充実した新生活を送ってください。

賃貸住宅の原状回復って…？

退去時に高額な修繕費用が請求された！！
～入居時から、退去時の準備を～

2年間入居していた賃貸住宅を退去した。退去の立会い時には何も指摘がなかったのに、後日、管理会社から高額な修繕費用の請求書が届いた。内訳をみると、入居時からあった傷の請求も含まれていて、納得できない。どうしたらいいの？



¥ 高額請求!

詳しくは次のページで!

原状回復義務

「原状回復」とは、借主の故意・過失によって生じた傷や汚れ(損傷)、また、通常の使用方法とはいえないような使い方を借主がしたことによって生じた損傷等を元に戻すことをいいます。

つまり、賃貸住宅を借りて住んでいる間に、**不注意で付けた傷や汚れ・破損**があれば借主に原状回復義務があります。

しかし、借主が普通に使用して自然に生じた損耗(通常損耗)や経年劣化は、原状回復を行う必要はありません。



住まいのレスキューサービス



あれっ？家の鍵がない！！

昨夜、自宅の鍵をなくし家に入れなかった。焦ってスマートフォンで検索して、「5,000円～」と広告に書かれた業者に電話したところ、「1～2万円くらい」と言われたので、来てもらうことにした。

作業が終わって解錠はできたが13万円請求された。ネット広告の料金表示に比べて高すぎる。

トラブルを避けるために

<入居前>

室内の汚れや損傷状況について貸主(管理会社)立会いの下、確認しましょう。写真に撮り、保存しておく、退去時のトラブル防止に役立ちます。

<退去時>

借主負担となる原状回復費用の範囲について、賃貸借契約書や国土交通省のガイドライン*1であらかじめ確認したうえで、貸主側と退去時の立会いを行い、室内の状況を確認しましょう。

後日の確認資料として、損傷等がない部分も含め、室内の写真を撮っておくとよいでしょう。

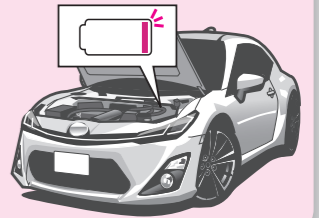


*1「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」国土交通省

その他、若者に多い消費者トラブル

○ ロードサービスのトラブル …… 車の脱輪やバッテリー上がり等作業費の高額請求など

👉 まずは落ち着いて、加入している自動車保険を確認しましょう。多くの自動車保険にはロードサービスが付帯されていますので、契約保険会社に確認しましょう。レンタカーの場合、事業者によって保険・補償制度の内容・適用条件等が異なりますので、事前に確認したうえで事業者やプランを選びましょう。



○ オンライン診療でのトラブル …… 処方薬の副作用、処方薬が定期購入になっているなど

👉 治療内容や処方薬、副作用、服用期間等を含め、医師からしっかり説明を受け、副作用が出たときの連絡先、解約方法等も確認しましょう。



迷ったとき、困ったときは「とりあえず」消費生活センターへ相談を！

消費生活センターとは？

- 県や市町が設置する下記の相談窓口のことです。消費者トラブルに巻き込まれたときはもちろん、**トラブルになっていない場合でも、迷ったり困ったりしたときは気軽にご相談ください。1日でも早い対応が大切**です。
- 全国共通の電話番号「188」(いやや)にお電話いただくと、最寄りの消費生活センターにつながります。
- **相談は無料。秘密は守られます。**

消費者行政の推進に係る県・市町合同による首長表明

兵庫県と県内市町は全国に先駆けて、消費生活相談や消費者教育・啓発など消費者行政に力を入れてきました。県民の皆様の安全で安心な消費生活の実現を図るため、今後も県・市町協働で消費者行政を推進していきます。

兵庫県知事、神戸市長、姫路市長、尼崎市長、明石市長、西宮市長、洲本市長、芦屋市長、伊丹市長、相市長、豊岡市長、加古川市長、赤穂市長、西脇市長、宝塚市長、三木市長、高砂市長、川西市長、小野市長、三田市長、加西市長、丹波篠山市長、養父市長、丹波市長、南あわじ市長、朝来市長、淡路市長、宍粟市長、加東市長、たつの市長、猪名川町長、多可町長、稲美町長、播磨町長、市川町長、福崎町長、神戸町長、太子町長、上郡町長、佐用町長、香美町長、新温泉町長

ピンチの時こそ、落ち着こう

○ 広告の料金表示をうのみにしないようにしましょう。不具合の発生状況や原因、修理のための作業や時間帯により、料金は変わります。広告に書かれた安価な料金表示に飛びつかないようにしましょう。

○ 複数の事業者から見積りを取り、料金、作業内容を比較検討しましょう。

○ 作業当日に高額請求された場合、後日納得できる金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。

○ 広告とかけ離れた高額な修理費用を請求されたときや、見積りのために呼んだ事業者とその場で契約したときは、特定商取引法上の「訪問販売」と考えられ、クーリング・オフが適用できる可能性があります。

いざという時のために準備できること

○ 賃貸住宅の場合は、まず管理会社や貸主に連絡する必要があります。緊急時に備え、連絡先や対処方法を確認しておきましょう。

○ トラブルを想定し、家の鍵の種類、メーカー、製品番号などを確認し、鍵メーカーの代理店に修理時の対応を問い合わせる、止水栓の場所や水の止め方を調べるなどしておきましょう。緊急を要する鍵や水まわりのトラブルなどに備えて、信頼のおける事業者の情報を調べておく安心です。

● 市町の相談窓口 ●

<神戸・阪神>

神戸市消費生活センター 078-371-1221
 尼崎市消費生活センター 06-6489-6696
 西宮市消費生活センター 0798-64-0999
 芦屋市消費生活センター 0797-38-2034
 伊丹市立消費生活センター 072-775-1298
 宝塚市消費生活センター 0797-81-0999
 川西市消費生活センター 072-740-1167
 三田市消費生活センター 079-559-5059
 猪名川町消費生活相談コーナー 072-766-1110

<東播磨>

あかし消費生活センター 078-912-0999
 加古川市消費生活センター 079-427-9179
 高砂市消費生活センター 079-443-9078
 稲美町消費生活センター 079-492-9151
 播磨町消費生活センター 079-435-1999

西脇市消費生活センター 0795-22-3111

三木市消費生活センター 0794-82-2000

小野市消費生活相談コーナー 0794-63-1273

加西市消費生活センター 0790-42-8739

加東市消費生活センター 0795-43-0502

多可町消費生活センター 0795-32-3322

<中播磨>

姫路市消費生活センター 079-221-2110

神河町住民生活課 0790-34-0962

市川町住民環境課 0790-26-1011

神崎郡消費生活中核センター(福崎町生活科学センター内) 0790-22-4977

<西播磨>

相生市消費生活センター 0791-23-7149

たつの市消費生活センター 0791-64-3250

赤穂市消費生活センター 0791-43-7067

宍粟市消費生活センター 0790-63-2225

太子町消費生活センター 079-277-1015

上郡町消費生活センター 0791-52-1115

佐用町消費生活センター 0790-82-0670

<但馬>

豊岡市消費生活センター 0796-21-9001

養父市消費生活センター 079-662-3170

朝来市消費生活センター 079-672-6121

香美町消費生活センター 0796-36-1941

新温泉町消費生活センター 0796-92-2070

たじま消費者ホットライン 0796-23-1999

<丹波>

丹波篠山市消費生活センター 079-552-1186

丹波市消費生活センター 0795-82-0996

<淡路>

洲本市消費生活センター 0799-22-2580

南あわじ市消費生活センター 0799-43-5099

淡路市消費生活センター 0799-64-0999

● 県の相談窓口 ●

消費生活総合センター 078-303-0999

但馬消費生活センター 0796-23-0999

○ 消費者ホットライン「188」は、お近くの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

○ 土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始(12月29日～1月3日)を除いて、原則毎日ご利用いただけます。

